

(証券コード 2492)

2025年3月7日

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日) 2025年3月4日

東京都港区海岸一丁目2番3号

株式会社インフォーマート

代表取締役社長 中 島 健

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://corp.infomart.co.jp/ir/stockholder/stockholder_meeting/
(上記ウェブサイトアクセスいただき、「第27期定時株主総会招集通知」を選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2492/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「インフォーマート」又は「コード」に当社証券コード「2492」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、後掲のインターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月25日（火曜日）午後6時（郵送必着・インターネット入力締切）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 5階
浜松町コンベンションホール「メインホールA」
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
1. 第27期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。
 - ◎本総会ご出席者へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会運営についてのご案内

- ・オンライン配信内では、発話者の発言を音声認識によりリアルタイムで字幕表示いたします。
- ・車いす等でご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
- ・ユニバーサルトイレは株主総会会場5階にあります。
- ・ご要望に応じて、車いすのサポート、席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等お手伝いさせていただきますので、お気軽にお声がけください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）午後6時入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

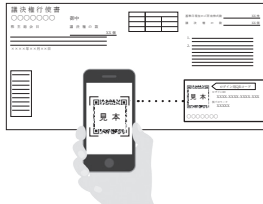
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

～株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内～

- 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
- 株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

株主総会ライブ配信・事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「**Engagement Portal**」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2025年3月26日となります。

1. 株主総会ライブ配信日時

2025年3月26日（水曜日）10時～株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

※やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時～2025年3月20日（木曜日）0時まで

3. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集通知の議決権行使書用紙裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

※同封の議決権行使書用紙を紛失された場合、招集通知9頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

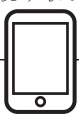
議決権行使書用紙裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会オンラインサイト 「Engagement Portal」のご案内	
本サイトでは株主総会等への参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。	
パソコン	ID/パスワードを入力してログイン
①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力 https://engagement-portal.tr.muif.jp	
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン	
ログインID : 9999-9999-9999-999	
パスワード : 999999	
スマートフォン	QRコード読み取り
スマートフォン、タブレットから 右のQRコードを読み取る (ID/パスワードの入力は不要です)	
	
○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り願います。 ○インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を確定します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。	
○このはめきは、切手をはらずにお出しください。 ○議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用にならないようご注意ください。	
（受取人） 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 気付	
郵便はかき 137-8683	
	
発行有効期限 年 月 日 まで	

読み取り



(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書用紙裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等への参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

① ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>

② 以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID : 9999-9999-9999-999
パスワード : 999999

スマートフォン QRコード読み込み

QRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○このはがきは、切手をはらずにお出しください。
○議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用にならないようにお願いいたします。

（受取人）
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

〒137-8683
郵便はがき

MUFG 三菱UFJ信託銀行

ログインIDとパスワードを入力

Engagement Portal

① ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

パスワード

② ☐ 利用規約に同意する

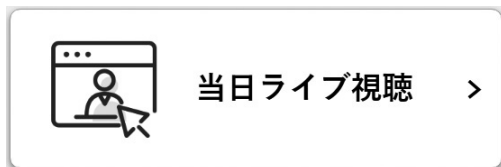
③ ログイン

④ よくあるご質問はこちら

4. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。**
- ✓ **議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、又は委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。**
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただきます、他の方のご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

5. 事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問にかかるご留意事項】

- ✓ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✓ ご質問は400文字以内でお願い申し上げます。
- ✓ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。
- ✓ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

《推奨環境》

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は、以下のURLへアクセスしていただきご確認ください。

<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで）

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2024年1月1日～12月31日)における我が国の経済は、物価上昇による内需の停滞が続くものの、好調なインバウンド需要による外需の押し上げや企業収益の改善傾向等も寄与し、景気は緩やかな持ち直しが続く動きとなりました。当社グループが主に事業を展開する国内のBtoB(企業間電子商取引)-EC市場規模は前年比10.7%増の465.2兆円、その他サービスを除いた商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率が前年比2.5ポイント増の40.0%となりました(経済産業省「令和5年度電子商取引に関する市場調査報告書」)。

このような環境下において、当社グループは中期経営方針である、「本業(BtoBプラットフォーム)の強化」、「増収増益基調の継続、高収益性への回帰」及び「出資先のシナジー拡大&収益化」に取り組みました。

その結果、BtoBプラットフォームの各サービスの利用企業数は順調に拡大し、当連結会計年度末(2024年12月末)の「BtoBプラットフォーム」全体の企業数(注1)は、前連結会計年度末比138,123社増の1,149,299社、全体の事業所数は、前連結会計年度末比245,725事業所増の2,134,013事業所となり、当連結会計年度の売上高は、15,630百万円と前年度比2,267百万円(17.0%)の増加となりました。

売上原価は、「BtoBプラットフォーム 請求書」のオプションサービス売上(他社サービスを活用したスキャンサービスや郵送代行等)に伴う支払手数料が増加しました。また、サーバーのクラウド移行のための検証費用等が一時的に増加しましたが、クラウド移行後はサーバー費用の低減により、通期のデータセンター費の増加が抑制されました。

販売費及び一般管理費は、事業拡大に必要なセールス及びカスタマーサクセス人員の補強による人件費の増加及び、利用企業数増加に向けた販売促進費等が増加しました。また、株式会社タノムの子会社化に伴うのれん償却費及び同社の販売費及び一般管理費が増加しました。

利益面は、売上高の増加が売上原価及び販売費及び一般管理費の増加を吸収し、営業利益は、1,200百万円と前年度比370百万円(44.6%)の増加、経常利益は、1,187百万円と前年度比555百万円(87.8%)の増加、親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増加及びソフトウェアの減損損失313百万円を計上したことにより、655百万円と前年度比357百万円(119.6%)の増加となりました。

(注1) 「BtoBプラットフォーム」全体の企業数とは、「BtoBプラットフォーム」に登録された有料及び無料で利用する企業数のうち重複企業を除いた企業数であります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① BtoB-PF FOOD事業

「BtoBプラットフォーム 受発注」は、フードサービス業界における管理システムのクラウド化を求める企業（外食チェーン、ホテル、旅館、給食等）とその事業所の利用が増加したことに加え、2024年8月からの料金改定の実施により、システム使用料売上が増加しました。その結果、当連結会計年度末の買い手企業数は4,104社（前連結会計年度末比189社増）、売り手企業数は46,133社（同2,089社増）となりました（注2）。

さらに、食品卸企業と外食個店間のデジタル化を推進する「TANOMU」も営業活動を強化したことにより利用企業数が拡大し、システム使用料売上が増加しました。

「BtoBプラットフォーム 規格書」は、食の安心・安全、アレルギー対応の意識の高まりから、利用企業数が増加いたしました。当連結会計年度末の買い手機能は1,014社（前連結会計年度末比25社増）、卸機能は705社（同9社減）、メーカー機能は8,924社（同50社増）となりました（注2）。

当連結会計年度の「BtoB-PF FOOD事業」の売上高は9,949百万円と前年度比1,502百万円（17.8%）の増加、営業利益は新プロダクトの拡販に必要な営業及び営業サポート人員の補強等による人件費の増加及び株式会社タノムの子会社化に伴うのれん償却費の増加により、1,944百万円と前年度比31百万円（1.6%）の減少となりました。

② BtoB-PF ES事業

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、インボイス制度開始後も大手企業とそのグループ企業を中心に新規導入が進み、受取モデル・発行モデルの利用企業数が増加しました。また、既存の利用企業においては、取引先の多い大手企業を中心に「BtoBプラットフォーム 請求書」の稼働（請求書の電子データ化）も堅調に進みました。以上によりシステム使用料売上が増加しました。また、新プロダクトの「BtoBプラットフォーム TRADE」

（見積から発注・請求までをクラウド管理するDXプラットフォーム）の営業活動を強化したことにより利用が拡大し、システム使用料売上が増加しました。その結果、当連結会計年度末の「BtoBプラットフォーム 請求書」の企業数は1,140,760社（前連結会計年度末比138,246社増）（注2）、その内数である受取側契約企業数は7,564社（同651社増）、発行側契約企業数は5,315社（同420社増）、合計で12,879社（同1,071社増）と

なりました（注２）。また、「BtoBプラットフォーム 商談」の買い手企業数は8,152社（同118社増）、売り手企業数は1,451社（同84社減）となりました（注２）。

当連結会計年度の「BtoB-PF ES事業」の売上高は5,681百万円と前年度比765百万円（15.6％）の増加、営業損失は、売上高の増加により、746百万円（前年度は営業損失1,149百万円）となりました。

（注２）セグメント別の企業数は、システムを利用する企業数の全体数を表示しております。

（2）対処すべき課題

当社グループは、「BtoBプラットフォーム」で、取引関係のある企業と企業を、社内を、ビジネスパーソンをつないで結び、会社経営、ビジネススタイルを大きく変えるシステムを提供いたします。そして、企業や人が中心となり自然に業界の垣根を越え、国の垣根を越え、世界に広がるシステム、事業を構築し、グローバルなBtoBプラットフォーム企業を目指してまいります。

また、中期経営方針である「本業（BtoBプラットフォーム）の強化」、「増収増益基調の継続、高収益性への回帰」、「出資先のシナジー拡大&収益化」に取り組み、長期的視野に基づいた中期業績目標として、2026年12月期に売上高200億円突破、営業利益50億円を目指してまいります。

次連結会計年度（2025年1月1日～12月31日）におきましては、積極姿勢を維持し、中期的売上成長の加速策を優先いたします。

「BtoB-PF FOOD事業」の「BtoBプラットフォーム 受発注」は、フード業界の幅広い業態において買い手企業の新規獲得の推進及び「TANOMU」を活用した、外食個店と食品卸企業間のデジタル化を推進してまいります。また、「V-Manage」（飲食店舗オペレーション管理アプリ）や「発注書AI-OCR(invox)」（FAX受注電子化サービス）の拡販に取り組みます。

「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」は、当社の強みである大手企業を中心とした新規利用企業数の増加及び、取引先の多い既存大手企業とそのグループ企業の利用を加速させ、高成長を維持してまいります。また、新プロダクトの「BtoBプラットフォーム TRADE」（見積から発注・請求までをクラウド管理するDXプラットフォーム）の推進に取り組みます。

以上の課題を当社グループ一丸となって取り組んで行くことで、更なる事業の発展に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,361百万円であります。その主な内容は、BtoBプラットフォーム開発費2,248百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として500百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年3月29日付で、株式会社タノムの株式取得（子会社化）を完了いたしました。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 24 期	第 25 期	第 26 期	第 27 期 (当連結会計年度)
	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売 上 高 (百万円)	9,835	11,004	13,363	15,630
経 常 利 益 (百万円)	1,021	465	632	1,187
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	538	286	298	655
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	2.36	1.25	1.31	2.90
総 資 産 (百万円)	13,743	13,703	13,544	14,842
純 資 産 (百万円)	11,425	11,422	10,634	11,079
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	49.59	49.59	46.66	48.23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入して表示しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31年）等を第25期の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 24 期	第 25 期	第 26 期	第 27 期 (当事業年度)
	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売 上 高 (百万円)	9,835	11,060	13,396	15,549
経 常 利 益 (百万円)	1,036	537	830	1,400
当 期 純 利 益 (百万円)	649	318	197	786
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	2.84	1.39	0.87	3.48
総 資 産 (百万円)	13,777	13,784	13,444	14,788
純 資 産 (百万円)	11,461	11,504	10,533	11,065
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	50.14	50.32	46.56	48.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 売上高、経常利益、当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入して表示しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31年）等を第25期の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社Restartz	100百万円	55.0%	店舗運営プラットフォームアプリの開発
株式会社タノム	100百万円	50.4%	WEB サービスの運営・開発事業

(注) 2024年3月29日に株式会社タノムの株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

(11) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業区分	主要サービス
BtoB-PF FOOD事業	日々の受発注業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 受発注」の提供と、食の安心・安全の仕組みづくりを推進する「BtoBプラットフォーム 規格書」の提供
BtoB-PF ES事業	企業間の請求書をデジタル化し、ペーパーレスを実現する「BtoBプラットフォーム 請求書」の提供と、購買・営業ツールとして商談業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 商談」の提供

(12) 主要な事業所 (2024年12月31日現在)

本社	：東京都港区	
札幌営業所	：北海道札幌市中央区	※2024年3月15日開設
名古屋営業所	：愛知県名古屋市中区	※2024年5月15日開設
西日本営業所	：大阪府大阪市淀川区	
福岡営業所	：福岡県福岡市博多区	
沖縄営業所	：沖縄県那覇市	※2024年4月9日開設
三軒茶屋ラボ	：東京都世田谷区	※2024年4月12日開設

(13) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	800百万円
株式会社三菱UFJ銀行	370百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社りそな銀行	50百万円

(14) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
BtoB-PF FOOD事業	230名	73名増
BtoB-PF ES事業	165名	30名増
全社（共通）	321名	16名増
合計	716名	119名増

（注）１．上記人員には、役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。

２．全社（共通）は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
691名	94名増	37.1歳	6.34年

（注）１．上記人員には、役員、パートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含まれておりません。

２．従業員数の増加は、業容拡大に伴う採用であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 721,408,000株
- (2) 発行済株式の総数（注） 259,431,200株（自己株式33,131,685株を含む）
- (3) 株 主 数 17,000名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	40,305,000株	17.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,202,200株	11.1%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	13,967,900株	6.2%
米 多 比 昌 治	12,799,000株	5.7%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	11,307,819株	5.0%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	8,646,425株	3.8%
藤 田 尚 武	6,833,508株	3.0%
THE BANK OF NEW YORK 133652	6,424,975株	2.8%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,400,000株	2.8%
株 式 会 社 ジ ェ フ グ ル メ カ ー ド	6,400,000株	2.8%

- （注） 1. 当社は、自己株式を33,131,685株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(33,131,685株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	55,661株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- （注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 島 健	株式会社ジェフグルメカード 社外取締役
取締役副社長	藤 田 尚 武	
取 締 役	長 尾 收	株式会社タノム 取締役 株式会社QDレーザ 代表取締役社長
取 締 役	村 上 肇	株式会社タノム 監査役
取 締 役	木 村 慎	株式会社invox 社外取締役
取 締 役	加 藤 一 隆	一般社団法人日本フードサービス協会 顧問 株式会社ジェフグルメカード 取締役会長
取 締 役	岡 橋 輝 和	山九株式会社 社外取締役 株式会社マーキュリアホールディングス 社外取締役
取 締 役	兼 川 真 紀	インテグラル法律事務所 パートナー 内閣府政府広報事業評価基準等検討委員
取 締 役	李 成 一	株式会社エル・ディー・エス 取締役副社長執行役員 株式会社日比谷コンピュータシステム 取締役副会長 株式会社ワクト 取締役
常 勤 監 査 役	宮 澤 等	
監 査 役	瀧 野 良 夫	日本カルミック株式会社 顧問
監 査 役	矢 部 芳 一	株式会社ショーケース 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち加藤 一隆氏、岡橋 輝和氏、兼川 真紀氏及び李 成一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち瀧野 良夫氏及び矢部 芳一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は株式会社東京証券取引所に対し、取締役 加藤 一隆氏、岡橋 輝和氏、兼川 真紀氏、李 成一氏、監査役 瀧野 良夫氏、矢部 芳一氏の6名の社外役員を独立役員として届け出ております。
4. 2024年3月27日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって、監査役 垣花 直樹氏は任期満了により退任いたしました。
5. 監査役 宮澤 等氏は、過去に当社の経理業務を長年にわたり担当していたことがあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 矢部 芳一氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外役員がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役及び監査役全員の被保険者が判決又は裁定により負担することになる損害賠償金額及び訴訟費用等の損害、並びに当社が被保険者に対して補償する又は補償する義務を負う損害及びその他訴訟等に係る調査費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、保険会社が保険金支払いの対象としない一定の免責事由の定めのほか、一定額に至らない損害については填補の対象としておりません。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること、そして個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月例の確定額報酬等に加えて譲渡制限付株式報酬を支給することにより、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進することを図っております。現在、業績連動の仕組みは導入しておりません。社外取締役については、監督機能を担うことに鑑み、確定額報酬等のみを支給しております。また、取締役報酬の内容の決定に関する権限の適切な行使のための措置として、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会では、取締役の報酬に関する事項の審議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、その結果を取締役に答申しております。

② 取締役の個人別の確定額報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の確定報酬額等については、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定することを基本方針としております。

③ 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬を支給することとし、確定報酬額等の年額の10～30%相当を、原則として毎年4月に付与しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定することを基本方針としております。譲渡制限付株式報酬の譲渡制限は、譲渡制限期間中継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時点をもって解除いたします。ただし、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間満了前に退任した場合には、譲渡制限を解除する株式の数及び解除時期を必要に応じて合理的に調整し、譲渡制限期間満了前に正当でない理由により退任した場合等には、当社は割当株式を当然に無償で取得いたします。

④ 取締役の個人別の報酬等の額につき種類別の割合（比率）の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額の種類別の割合（比率）については、各取締役
に非金銭報酬等として支給する譲渡制限付株式報酬の金額を、当該取締役
の確定報酬額等の年額の10～30%相当とすることとし、個人別の比率につ
いては、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進
する観点に立って、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とし
た国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経
営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、取締役会にて決
定しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度に係る報酬等の総額

地 位	合 計 報 酬 額	報酬等の種類別の総額		支 給 人 員
		基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役分)	160,108千円 (27,360千円)	138,234千円 (27,360千円)	21,873千円 (-)	9 名 (4 名)
監 査 役 (うち社外監査役分)	29,550千円 (11,700千円)	29,550千円 (11,700千円)	-	4 名 (3 名)
合 計 (うち社外役員分)	189,658千円 (39,060千円)	167,784千円 (39,060千円)	21,873千円 (-)	13名 (7 名)

- (注) 1. 監査役の報酬等の額には、2024年3月27日開催の第26期定時株主総会終結の時をも
って退任した監査役1名(うち社外監査役1名)の在任中の報酬等の額が含まれてお
ります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2006年3月22日開催の第8期定時株主総会において年
200,000千円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まな
い)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は4名)です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2005年3月29日開催の第7期定時株主総会において年額
30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3
名です。
4. 金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第23期定時株主総会において、株式報
酬の額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年60,000株以内(社外取締役は付
与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)
の員数は4名です。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「4. (4) 取締
役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」のとおりであります。また、
当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社
役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

地 位	氏 名	兼 職 先 及 び 兼 職 内 容
取 締 役	加 藤 一 隆	一般社団法人日本フードサービス協会 顧問
		株式会社ジェフグルメカード 取締役会長
取 締 役	岡 橋 輝 和	山九株式会社 社外取締役
		株式会社マーキュリアホールディングス 社外取締役
取 締 役	兼 川 真 紀	インテグラル法律事務所 パートナー
		内閣府政府広報事業評価基準等検討委員
取 締 役	李 成 一	株式会社エル・ディー・エス 取締役副社長執行役員
		株式会社日比谷コンピュータシステム 取締役副会長
		株式会社ワクト 取締役
監 査 役	瀧 野 良 夫	日本カルミック株式会社 顧問
監 査 役	矢 部 芳 一	株式会社ショーケース 社外取締役

(注) 当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	加 藤 一 隆	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席しております。外食産業における幅広い経験と見識で、当社の経営戦略等の実効性向上に有益な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として役員人事に関わる手続きの方針、取締役報酬の決定プロセスにおいてリーダーシップを発揮しました。
取 締 役	岡 橋 輝 和	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席しております。事業会社における豊富な経験と深い知識で、当社の企業経営の実効性向上に有益な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
取 締 役	兼 川 真 紀	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席しております。弁護士としての専門的見地から企業経営の実効性向上に有益な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
取 締 役	李 成 一	2024年3月27日就任後、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。事業会社の経営に関する幅広い見識を用いて、当社の企業経営の実効性向上に有益な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
監 査 役	瀧 野 良 夫	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会18回のうち18回に出席しております。事業会社で培った経験と専門的見地から、意思決定の妥当性及び適法性の確保に有効な助言を行っております。
監 査 役	矢 部 芳 一	2024年3月27日就任後、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席しております。財務及び会計に関する豊富な経験と知識を生かし、意思決定の妥当性及び適法性の確保に有効な助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85,470千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の合計額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対し、米国公認会計士協会保証業務基準18号（SOC 1）、米国公認会計士協会報告実務ガイド（SOC 2）に基づく内部統制の整備・運用状況に係る保証報告書作成業務、及びISMAP情報セキュリティ監査ガイドラインにて定義された政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における監査業務、及び改訂J-SOX対応助言指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

＜業務の適正を確保するための体制＞

当社は、取締役会において、内部統制システム基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に基づき、法令、定款14に定める事項、会社の業務執行についての重要事項を決定する。
- ② 代表取締役社長は、法令、定款及び規則、規程、要領等（以下「社内規程」という）に基づき、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議及び社内規程に従い職務を執行する。
- ③ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑤ 当社は、「理念」に基づき、取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」を制定し、併せて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて、通報、相談を受け付ける窓口を内部通報者保護規程に基づき設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、人事・総務部門責任者を担当とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を文書管理規程及び職務分掌規程において定める。
- ② 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理する。また、その保存媒体に応じて、安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、当該規程に基づきリスク管理委員会を設置し、個々のリスクを認識し、その把握と管理を行い、またリスク管理責任者を決定し、管理体制を構築する。
- ② 重要ないし緊急の不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、リスク管理委員会及び顧問弁護士等を含む緊急対策委員会を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月開催し、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う。また、週1回、原則として社内取締役が出席する経営会議を開催し、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意

思決定を行う。

- ② 職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程及び職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。
- ③ 業務管理に関しては、年度毎に予算及び事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行うほか、主要な営業係数については、日次、週次で進捗管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に基づき厳正に処分する。また、その徹底を図るため、人事・総務部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員教育等を行う。
- ② 内部監査人は、人事・総務部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役社長及び常勤監査役に報告されるものとする。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報者保護規程を運用、活用する。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。また、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行う。
- ② 一定の重要事項及びリスク情報に関しては、基準を設け、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。
- ② 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、重大な法令、又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- ④ 監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- ⑤ 監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことが確保されている。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役社長との間に、定期的な意見交換会を設定する。
- ② 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査人に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ③ 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用については、会社に償還請求する権利を有する。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用を継続的に行う。また、内部監査人により、内部統制の適正性を定期的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの接触、不当要求等に対しては毅然とした態度で対応する方針とする。
- ② 人事・総務部門を統括部署とし、外部専門機関（管轄警察署、顧問弁護士等）と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲内で取引先の属性及び自社株の取引状況を確認する。さらに、反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築する。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システム基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度における当該体制の運用状況は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

- ① 取締役は、取締役会を毎月開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。
- ② 監査役は、毎月の取締役会の出席を通じて、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施しております。

(2) リスク管理体制

- ① 内部監査人は、年次の内部統制評価の基本計画に基づく内部統制評価を実施し、取締役会にその結果を報告しております。
- ② 情報セキュリティ委員会は、年1回セキュリティリスクの見直しを実施し、リスク対策を検討しています。また内部監査人による内部監査を実施し、結果を社長に報告し、不適合については適切な是正措置を実施しております。

(3) コンプライアンス体制

当社は、使用人の日常のセキュリティ意識及びコンプライアンス意識を高めるため、新入社員研修を実施し、また派遣社員及びパート社員を含む全社員を対象とした社内研修を年1回実施しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,753,297	流 動 負 債	3,683,594
現金及び預金	4,311,437	買 掛 金	117,876
売 掛 金	2,873,702	短 期 借 入 金	1,270,000
貯 蔵 品	2,579	未 払 金	680,188
前 払 費 用	514,609	未 払 法 人 税 等	282,476
そ の 他	62,774	賞 与 引 当 金	530,900
貸 倒 引 当 金	△11,807	契 約 負 債	285,740
固 定 資 産	7,089,184	そ の 他	516,411
有 形 固 定 資 産	196,639	固 定 負 債	78,985
建 物	136,777	契 約 負 債	23,869
工具、器具及び備品	59,862	資 産 除 去 債 務	55,116
無 形 固 定 資 産	5,185,710	負 債 合 計	3,762,580
ソ フ ト ウ ェ ア	3,555,445	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	519,369	株 主 資 本	10,915,003
の れ ん	1,096,191	資 本 金	3,212,512
そ の 他	14,703	資 本 剰 余 金	3,121,442
投資その他の資産	1,706,834	利 益 剰 余 金	5,579,408
投資有価証券	437,854	自 己 株 式	△998,359
繰 延 税 金 資 産	867,979	非 支 配 株 主 持 分	164,898
敷 金	196,826	純 資 産 合 計	11,079,902
長 期 預 金	200,000	負 債 純 資 産 合 計	14,842,482
そ の 他	4,173		
資 産 合 計	14,842,482		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,630,970
売 上 原 価		5,977,728
売 上 総 利 益		9,653,242
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,452,805
営 業 利 益		1,200,437
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	834	
未 払 配 当 金 除 斥 益	76	
雑 収 入	416	1,327
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,033	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,479	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	4,856	
そ の 他	30	14,399
経 常 利 益		1,187,365
特 別 利 益		
段 階 取 得 に 係 る 差 益	58,141	58,141
特 別 損 失		
減 損 損 失	313,229	313,229
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		932,277
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	379,468	
法 人 税 等 調 整 額	△68,957	310,510
当 期 純 利 益		621,767
非支配株主に帰属する当期純損失		33,659
親会社株主に帰属する当期純利益		655,426

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,212,512	3,092,890	5,209,097	△1,000,521	10,513,978
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△285,115	—	△285,115
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	655,426	—	655,426
自 己 株 式 の 取 得				△28	△28
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	2,190	2,190
自己株式処分差益の振替	—	28,551	—	—	28,551
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	28,551	370,311	2,161	401,024
当 期 末 残 高	3,212,512	3,121,442	5,579,408	△998,359	10,915,003

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	42,748	42,748	78,112	10,634,839
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△285,115
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	655,426
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△28
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	2,190
自己株式処分差益の振替	—	—	—	28,551
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△42,748	△42,748	86,786	44,038
当 期 変 動 額 合 計	△42,748	△42,748	86,786	445,062
当 期 末 残 高	—	—	164,898	11,079,902

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

 - ・ 連結子会社の数 2 社
 - ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社Restartz
株式会社タノム
- (2) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から株式会社タノムの株式を追加取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。
- (3) 持分法の適用の範囲に関する事項

当連結会計年度においてI&M株式会社は清算終了したため、持分法の適用の範囲から除外しております。
- (4) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社株式 ……………移動平均法による原価法を採用しております。
 - ロ. その他有価証券
 - 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 貯蔵品 ……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (5) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 ……………主に定率法を採用しております。

（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	3年～50年
工具、器具及び備品	2年～15年

 - ② 無形固定資産 ……………主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
のれん	5年
特許権	8年
商標権	10年
- (6) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 ……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主にクラウド方式によるシステムの提供を行っております。サービス導入までに係る初期費用はサービス提供開始時点で、その後の利用料は提供期間にわたって、収益を認識しております。

(8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	313,229
ソフトウェア	3,555,445
ソフトウェア仮勘定	519,369

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び継続してマイナスとなる見込みとなる場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が認められ、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

なお、回収可能価額は使用価値を使用しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。

ロ. 主要な仮定

当該将来キャッシュ・フローは事業計画に基づき算定し、事業計画には、利用企業がBtoBプラットフォームを継続的に利用し、利用規模が拡大していくことを前提とした利用企業の新規契約件数等の一定の仮定が含まれております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(2) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券（非上場株式）	419,847
投資有価証券（投資事業組合への出資）	18,006

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

非上場株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

なお、投資先の超過収益力等を評価して取得時の1株当たり純資産額を大きく上回る価額で取得した銘柄については、投資後の業績が取得時点の事業計画を大幅に下回る期間が継続する等、取得時に評価した超過収益力等が大幅に減少したと認められる場合には、公正価値に基づく実質価額により評価しております。

また、投資事業組合への出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算出しておりますが、当該投資事業組合が保有する投融資について評価の見直しが必要となる可能性があります。

ロ. 主要な仮定

上記の公正価値はインカムアプローチの技法により算定しております。

インカムアプローチの技法を用いた公正価値は、将来の売上予測を反映させた事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローを算定し、当該キャッシュ・フローを割り引くこと等により算定しております。将来の売上予測等が主要な仮定となります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(3) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	1,096,191

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度において、株式会社タノム株式の取得により新たに同社を連結したことに伴い発生したのれんを連結財務諸表に計上しております。のれんは、企業結合日における取得価額の配分手続を適切に行った上で、取得原価と純資産の差額から算出しております。また、当該のれんの償却期間を5年と見積っております。のれんの減損の兆候判定において、主に当初事業計画と実績との比較及び最新の事業計画に基づき、回収可能価額を著しく低下させる変化や経営環境の著しい悪化の有無の検討を行っております。

ロ. 主要な仮定

のれんの償却期間は、株式の取得原価の算定の基礎とした事業計画に基づく投資の合理的な回収期間等を参考にして効果の発現する期間を合理的に見積っております。株式会社タノムの事業計画には、「TANOMU」の拡販に必要な営業人員数及び新規契約件数等に関する一定の仮定が含まれております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度において、事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合、事業計画策定に用いた仮定が変化し、のれんの評価及びのれんの効果が発現する期間に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

189,829千円

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

- ① 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア

- ② 減損損失の認識に至った経緯

BtoB-PF ES事業の「BtoBプラットフォーム TRADE」に関するソフトウェアの回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認められたため、減損損失を計上いたしました。また、当社の連結子会社である株式会社Restartzが保有する「V-Manage」についても、ソフトウェアの回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認められたため計上したものであります。

- ③ 減損損失の金額

ソフトウェア (TRADE)	238,000千円
ソフトウェア (V-Manage)	75,229千円
計	313,229千円

- ④ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っております。

- ⑤ 回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式の数

普通株式 259,431,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年3月27日開催の第26期定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	110,854	0.49	2023年12月31日	2024年3月28日

ロ. 2024年7月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	174,254	0.77	2024年6月30日	2024年9月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2025年3月26日開催の第27期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	219,510	0.97	2024年12月31日	2025年3月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を長期的に調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に投資先企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

長期預金は、自由金利型定期預金（コーラブル型）であります。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主にソフトウェア開発及び企業買収に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理の方針に従い、営業債権については、本社財務・経理部と各事業部が連携して、営業債権の回収状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の債権管理方針に準じ同様の管理を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行い、信用状況に応じた残高管理を行っております。なお、デリバティブ取引については取締役会決議に従って執行・管理を行っております。

また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金（長期預金を除く）、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金	196,826	178,137	△18,689
長期預金	200,000	197,991	△2,009
資産計	396,826	376,129	△20,697

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	419,847
投資事業組合への出資	18,006

上記については、市場価格のない株式及び投資事業組合への出資であることから、時価開示の対象としておりません。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	4,311,437	—	—
売掛金	2,861,895	—	—
敷金	—	—	196,826
長期預金	—	—	200,000

(注) 3. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,270,000	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	178,137	—	178,137
長期預金	—	197,991	—	197,991

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び長期預金の時価については、回収予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	BtoB-PF FOOD	BtoB-PF ES	計	
一時点で移転される財	245,756	1,024,229	1,269,986	1,269,986
一定の期間にわたり 移転される財	9,703,625	4,657,359	14,360,984	14,360,984
顧客との契約から生じる 収益	9,949,381	5,681,588	15,630,970	15,630,970
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	9,949,381	5,681,588	15,630,970	15,630,970

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (7) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

契約負債は主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,349,626	2,873,702
契約負債	245,630	309,609

(注) 契約負債は主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、245,630千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	48円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	2円90銭
(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
・純資産の部の合計額	11,079,902千円
・純資産の部の合計額から控除する金額 (うち非支配株主持分)	164,898千円 (164,898千円)
・普通株式に係る期末の純資産額	10,915,003千円
・普通株式の発行済株式総数	259,431,200株
・普通株式の自己株式数	33,131,685株
・1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	226,299,515株
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
・親会社株主に帰属する当期純利益	655,426千円
・普通株主に帰属しない金額	一千円
・普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	655,426千円
・期中平均株式数	226,280,871株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、株式会社タノムの株式取得のため、2024年3月29日付で株式譲渡契約を締結し、同日に当該株式を取得いたしました。これにより、株式会社タノムは当社の連結子会社となりました。

なお、本株式取得は、2024年3月29日（第1回取得日）と2025年3月31日（第2回取得日）の2段階に分けて行う予定となります。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社タノム

事業の内容 WEBサービスの運営・開発事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、中期経営方針の「本業（BtoBプラットフォーム）の強化」を掲げ、重点施策の一つとして「BtoB-PF FOOD事業」における卸企業の受注100%デジタル化を推進しております。

タノムが提供する卸企業向けサービス「TANOMU」は、卸と個人飲食店を中心とした受発注のDXを促進するクラウドサービスです。当社は2021年2月の資本業務提携以降、販売代理店として「TANOMU」を拡販し、300社超の卸からの受注を達成いたしました。当社は、この結果を受け「TANOMU」は個人飲食店の発注デジタル化、卸の受注デジタル化支援に貢献できるサービスであることを確認すると共に、当社が提供する「BtoBプラットフォーム 受発注ライト」及び「発注書AI-OCR(invox)」との連携による相乗効果が見込めることを確認いたしました。

本株式取得は、当社の主要マーケットである外食産業において当社受発注サービスを確固たるものとするために、「TANOMU」と「BtoBプラットフォーム」を連携し、当社顧客へのサービス提供価値を高めつつ、収益性を高めることを目的として行うものであります。

③ 企業結合日

2024年3月29日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合日直前に所有していた議決権比率	13.0%
---------------------	-------

企業結合日に追加取得した議決権比率	37.4%
-------------------	-------

取得後の議決権比率	50.4%
-----------	-------

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

連結損益計算書に被取得企業の2024年4月1日から2024年12月31日までの業績が含まれております。

- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|-----------------------------|----------|
| 取得の対価 | 企業結合直前に所有していた株式の企業結合日における時価 | 364百万円 |
| | 企業結合日に追加取得した株式の対価（現金） | 1,047百万円 |
| 取得原価 | | 1,412百万円 |
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
- | | |
|------------|-------|
| アドバイザリー費用等 | 35百万円 |
|------------|-------|
- (5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
- | | |
|-----------|-------|
| 段階取得に係る差益 | 58百万円 |
|-----------|-------|
- (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
1,289百万円
 - ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。
 - ③ 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却
- (7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|-------------|------------------|
| 流動資産 | 313百万円 |
| <u>固定資産</u> | <u>3百万円</u> |
| 資産合計 | 316百万円 |
|
流動負債 |
<u>73百万円</u> |
| 負債合計 | 73百万円 |

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,375,976	流 動 負 債	3,643,455
現金及び預金	3,929,948	買 掛 金	129,712
売 掛 金	2,880,295	短 期 借 入 金	1,270,000
貯 蔵 品	2,579	未 払 金	673,233
前 渡 金	3,776	未 払 費 用	214,191
前 払 費 用	514,607	未 払 法 人 税 等	281,968
そ の 他	56,575	契 約 負 債	273,779
貸 倒 引 当 金	△11,807	預 り 金	75,365
固 定 資 産	7,412,121	賞 与 引 当 金	530,900
有 形 固 定 資 産	192,200	そ の 他	194,304
建 物	135,139	固 定 負 債	78,985
工具、器具及び備品	57,061	契 約 負 債	23,869
無 形 固 定 資 産	4,089,106	資 産 除 去 債 務	55,116
ソ フ ト ウ ェ ア	3,555,930	負 債 合 計	3,722,440
ソフトウェア仮勘定	519,369	(純 資 産 の 部)	
特 許 権	462	株 主 資 本	11,065,656
商 標 権	12,545	資 本 金	3,212,512
そ の 他	797	資 本 剰 余 金	3,121,442
投資その他の資産	3,130,813	資 本 準 備 金	2,649,287
投資有価証券	437,854	その他資本剰余金	472,154
関係会社株式	1,424,466	利 益 剰 余 金	5,730,061
長期前払費用	1,166	利 益 準 備 金	5,241
繰延税金資産	867,979	その他利益剰余金	5,724,819
敷 金	196,346	繰越利益剰余金	5,724,819
長 期 預 金	200,000	自 己 株 式	△998,359
そ の 他	3,000	純 資 産 合 計	11,065,656
資 産 合 計	14,788,097	負 債 純 資 産 合 計	14,788,097

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	15,549,785
売 上 原 価	6,052,102
売 上 総 利 益	9,497,682
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,088,480
営 業 利 益	1,409,201
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	780
未 払 配 当 金 除 斥 益	76
雑 収 入	79
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	8,026
投 資 事 業 組 合 運 用 損	1,479
そ の 他	30
経 常 利 益	1,400,601
特 別 損 失	
減 損 損 失	238,000
関 係 会 社 株 式 評 価 損	75,309
関 係 会 社 清 算 損	4,856
税 引 前 当 期 純 利 益	1,082,435
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	378,952
法 人 税 等 調 整 額	△83,146
当 期 純 利 益	786,630

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	3,212,512	2,649,287	443,602	3,092,890	5,241	5,223,304	5,228,546
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△285,115	△285,115
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	786,630	786,630
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	－
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	－
自己株式処分差益の振替	－	－	28,551	28,551	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	28,551	28,551	－	501,515	501,515
当 期 末 残 高	3,212,512	2,649,287	472,154	3,121,442	5,241	5,724,819	5,730,061

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△1,000,521	10,533,427	10,533,427
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	△285,115	△285,115
当 期 純 利 益	－	786,630	786,630
自 己 株 式 の 取 得	△28	△28	△28
自 己 株 式 の 処 分	2,190	2,190	2,190
自己株式処分差益の振替	－	28,551	28,551
当 期 変 動 額 合 計	2,161	532,228	532,228
当 期 末 残 高	△998,359	11,065,656	11,065,656

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式 ……………移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 ……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……………主に定率法を採用しております。

（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産 ……………主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

特許権 8年

商標権 10年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 ……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主にクラウド方式によるシステムの提供を行っております。サービス導入までに係る初期費用はサービス提供開始時点で、その後の利用料は提供期間にわたって、収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減損損失	238,000
ソフトウェア	3,555,930
ソフトウェア仮勘定	519,369

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び継続してマイナスとなる見込みとなる場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が認められ、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

なお、回収可能価額は使用価値を使用しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。

ロ. 主要な仮定

当該将来キャッシュ・フローは事業計画に基づき算定し、事業計画には、利用企業がBtoBプラットフォームを継続的に利用し、利用規模が拡大していくことを前提とした利用企業の新規契約件数等の一定の仮定が含まれております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りににおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式評価損	75,309
関係会社株式	1,424,466

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

非上場株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

なお、投資先の超過収益力等を評価して取得時の1株当たり純資産額を大きく上回る価額で取得した銘柄については、投資後の業績が取得時点の事業計画を大幅に下回る期間が継続する等、取得時に評価した超過収益力等が大幅に減少したと認められる場合には、公正価値に基づく実質価額により評価しております。

ロ. 主要な仮定

回復可能性の検討は、事業計画に基づき行っており、営業人員数、新規契約件数等に関する一定の仮定が含まれております。

また公正価値を算定する場合はインカムアプローチの技法により算定しております。インカムアプローチの技法を用いた公正価値は、将来の売上予測を反映させた事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローを算定し、当該キャッシュ・フローを割り引くこと等により算定しており、将来の売上予測等が主要な仮定となります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画及び将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

(3) 投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
投資有価証券（非上場株式）	419,847
投資有価証券（投資事業組合への出資）	18,006

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

非上場株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

なお、投資先の超過収益力等を評価して取得時の1株当たり純資産額を大きく上回る価額で取得した銘柄については、投資後の業績が取得時点の事業計画を大幅に下回る期間が継続する等、取得時に評価した超過収益力等が大幅に減少したと認められる場合には、公正価値に基づく実質価額により評価しております。

また、投資事業組合への出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算出しておりますが、当該投資事業組合が保有する投融資について評価の見直しが必要となる可能性があります。

ロ. 主要な仮定

上記の公正価値はインカムアプローチの技法により算定しております。

インカムアプローチの技法を用いた公正価値は、将来の売上予測を反映させた事業計画に基づいて将来キャッシュ・フローを算定し、当該キャッシュ・フローを割り引くこと等により算定しております。将来の売上予測等が主要な仮定となります。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	9,031千円
短期金銭債務	11,835千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	187,108千円
----------------	-----------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	67,488千円
売上原価	151,416千円
営業外収益	5,250千円

(2) 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア

② 減損損失の認識に至った経緯

BtoB-PF ES事業の「BtoBプラットフォーム TRADE」に関するソフトウェアの回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認められたため、減損損失を計上いたしました。

③ 減損損失の金額

ソフトウェア (TRADE)	238,000千円
計	238,000千円

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当社の回収可能価額は使用価値を使用しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。

(3) 関係会社株式評価損

当社の連結子会社である株式会社Restartzについて、関係会社株式評価損を計上したものであります。

(4) 関係会社清算損

持分法適用会社であったI&M株式会社の清算が終了し、計上したものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式の数

自己株式 33,131,685株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	21,119千円
契約負債	82,854千円
未払事業所税	3,197千円
減価償却超過額	471,078千円
繰延資産償却超過額	14,303千円
投資有価証券評価損	63,905千円
関係会社株式評価損	23,059千円
貸倒引当金繰入限度超過額	3,615千円
資産除去債務	16,876千円
賞与引当金	162,561千円
減損損失	89,940千円
その他	31,117千円
繰延税金資産小計	983,629千円
評価性引当額	△103,841千円
繰延税金資産合計	879,787千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△11,808千円
繰延税金負債合計	△11,808千円
繰延税金資産の純額	867,979千円

7. 収益認識に関する注記

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	48円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	3円48銭
(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
・純資産の部の合計額	11,065,656千円
・純資産の部の合計額から控除する金額	－千円
・普通株式に係る期末の純資産額	11,065,656千円
・普通株式の発行済株式数	259,431,200株
・普通株式の自己株式数	33,131,685株
・1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	226,299,515株
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
・当期純利益	786,630千円
・普通株主に帰属しない金額	－千円
・普通株式に係る当期純利益	786,630千円
・期中平均株式数	226,280,871株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川口泰広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桑井祐介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インフォマートの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォマート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

株式会社インフォーマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 口 泰 広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 条 井 祐 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インフォーマートの2024年1月1日から2024年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月13日

株式会社インフォマート 監査役会
監 査 役 宮 澤 等 ㊞
(常 勤)
監 査 役 瀧 野 良 夫 ㊞
監 査 役 矢 部 芳 一 ㊞

(注) 監査役瀧野良夫及び監査役矢部芳一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、個別業績に応じた成果の配分（基本配当性向50.0%）を継続的に行うこと及び中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを配当政策の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、株主還元、安定配当の維持を踏まえ総合的に勘案した結果、1株につき0円97銭とし、次のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金0円97銭 総額219,510,530円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任をより明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立すること及び株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮するため、現行定款第21条（取締役の任期）の変更を行うものであります。

変更内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しています）

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	なか じま けん 中 島 健 (1966年3月31日生)	1988年4月 株式会社三和銀行 (現：株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2010年3月 当社入社 取締役 2010年10月 当社経営企画本部長 2019年1月 当社常務取締役 2021年6月 株式会社ジェフグルメカード 社外取締役(現任) 2022年1月 当社代表取締役社長(現任)	167,676株
(取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要) 中島 健氏は、取締役経営企画本部長として戦略人事、電子請求書プラットフォームの立ち上げ・拡大、FinTech分野での新規事業開発など多様な領域において当社の成長に多大な貢献を果たし、2022年1月に社長に就任いたしました。社長就任後、BtoBプラットフォームの更なる拡充と、DtoD（デジタルtoデジタル）方式を用いた日本企業のデジタル化を浸透させるべく、卓越した手腕と優れたリーダーシップで組織・人材育成の強化、企業価値向上に挑戦してまいりました。その実績・知見を活かし、中期経営計画の遂行、更なる企業価値向上、当社グループの成長の実現に向けた牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ふじ た なお たけ 藤田 尚 武 (1968年6月8日生)	1992年4月 日産トレーディング株式会社入社 1997年7月 シーアイエス株式会社入社 2001年1月 当社入社 管理本部長 2001年10月 当社取締役 2005年1月 当社常務取締役 2018年3月 当社代表取締役副社長 2022年1月 当社取締役副社長 (現任)	6,833,508株
(取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要) 藤田 尚武氏は、当社の設立初期に入社し、管理部門を立ち上げ、財務経理、人事総務等の管理体制とガバナンス体制を構築するために手腕を発揮しました。また、常務取締役として新規株式上場 (IPO) を実現、IRを統括する等、当社の成長に多大な貢献を果たし、2018年3月に副社長に就任いたしました。副社長就任後は当社事業についての高い知見に基づき、国内外の投資家とのエンゲージメント強化を推進、グローバルな視点からの経営戦略の立案と実行に寄与し、意思決定と業務執行の両面で十分な役割を果たしております。 その実績・知見を活かし、当社の持続的な企業価値向上のための意思決定と業務執行の両面において重要な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者とするものです。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	なが お おさむ 長 尾 収 (1960年1月27日生)	1982年4月 三井物産株式会社入社 2005年7月 株式会社MVC (現：三井物産グローバル投資株式会社) 代表取締役社長 2009年10月 三井物産株式会社 金融・新事業推進本部 企業投資部長 2012年4月 米国三井物産 上席副社長 米州本部業務本部長 2015年4月 株式会社ホープ 顧問 2017年11月 当社顧問 2018年3月 当社入社 代表取締役社長 2019年3月 株式会社インフォマート インターナショナル 董事長 2022年1月 当社取締役会長 2024年3月 株式会社タノム 取締役 (現任) 2024年4月 当社取締役 (現任) 2024年6月 株式会社QDレーザ 代表取締役社長 (現任)	53,181株
(取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要) 長尾 収氏は、2018年3月から2021年12月までの3年9ヶ月の間、当社社長として、新型コロナウイルス禍にも対応しつつ、成長の継続、新規事業推進、他社との資本・業務提携実行、ガバナンス体制の強化等を主導し、当社企業価値の向上に寄与しました。2022年1月の会長就任以降も、新たな経営体制における当社事業発展に対し、企業経営や戦略提携に関する経験・スキルに基づいた貢献を行い、当社経営全般に関する実績と卓越した知見を有しております。 その実績・知見を活かし、将来に亘る当社グループの企業価値向上を期待し、引き続き取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	むら かみ はじめ 村上 肇 (1969年3月14日生)	1989年11月 東京フードサービス株式会社入社 2001年9月 テイボンフードシステム株式会社入社 2002年1月 当社入社 2009年1月 当社会員支援部 部長 2012年11月 当社経営企画本部 業務支援部 部長 2017年1月 当社営業本部 副本部長 2019年1月 当社経営企画部門 執行役員 2020年1月 当社人事・総務部門 執行役員 2022年3月 当社取締役(現任) 2024年3月 株式会社タノム 監査役(現任)	163, 178株
(取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 村上 肇氏は、当社にて顧客へのシステム導入体系を構築し、会員支援部長及び営業本部副本部長での顧客対応の実績に加え、経営企画部門及び人事・総務部門管掌執行役員として、多様な働き方の選択肢と人材育成の等の強化、ESG・サステナビリティ経営推進において当社の企業価値向上に貢献してきたことから、2022年3月に取締役に就任いたしました。 取締役就任後、当社事業についての高い知見に基づき当社事業の経営を強化しており、持続可能な企業成長の実現に寄与しております。 これらの実績・知見が取締役会の意思決定に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者とするものです。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	き むら しん 木村 慎 (1976年7月15日生)	2000年4月 株式会社菱食(現:三菱食品株式会社)入社 2004年3月 ディーコープ株式会社入社 2007年4月 当社入社 2017年1月 当社経営企画本部 事業推進第1部 部長 2019年1月 当社事業推進・戦略営業部門 執行役員 2021年11月 株式会社Deepwork(現:株式会社inbox)社外取締役(現任) 2022年1月 当社クラウド事業推進、事業企画・戦略営業部門 執行役員 2022年3月 当社取締役(現任)	30, 778株
(取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 木村 慎氏は、当社の受発注事業におけるフード業界への営業及び顧客対応の実績のほか、幅広い業界に向けた電子請求書プラットフォームの立ち上げ・拡大を通じて培った優れた実行力を有しております。また、クラウド事業推進部門及び事業企画・戦略営業部門管掌執行役員として幅広い知見を活かし他社との戦略連携及び推進に貢献してきたことから、2022年3月に取締役に就任いたしました。 取締役就任後は、当社事業についての高い知見に基づき、電子請求書事業の利用拡大、各業界のデジタル化とホリゾンタルSaaS企画及びマーケティング全般の推進を通じ企業成長に貢献しております。 これらの実績・知見が取締役会の意思決定に活かされることを期待し、引き続き取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	かとう かず たか 加藤 一 隆 (1942年10月9日生)	1999年6月 株式会社ジェフグルメカード 代表取締役社長 2001年5月 社団法人日本フードサービス協会 (現：一般社団法人日本フードサービス協会)専務理事 2001年11月 当社社外取締役(現任) 2014年5月 社団法人日本フードサービス協会 (現：一般社団法人日本フードサービス協会)顧問(現任) 2020年6月 株式会社ジェフグルメカード 取締役会長(現任)	-株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 加藤 一隆氏は、一般社団法人日本フードサービス協会の設立当初より要職を歴任し、外食産業における豊富な経営実績、並びに業界動向についての見識を有しており、当社の経営戦略等の実効性向上に有益な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として客観的かつ中立的立場で関与し、役員人事に関わる手続きの方針、取締役報酬の決定プロセスにおいてリーダーシップを発揮しております。 外食産業を中心とした有益な助言や意見をいただくこと並びに取締役会の監督機能の強化に繋がることを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものです。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
7	おか はし てる かず 岡橋 輝 和 (1949年11月25日生)	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 三井物産株式会社 執行役員 関西支社 副社長 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社 顧問 2012年3月 当社社外取締役(現任) 2014年6月 山九株式会社 社外取締役(現任) 2016年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 社外取締役 2021年7月 株式会社マーキュリアホールディングス 社外取締役(現任)	-株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 岡橋 輝和氏は、三井物産株式会社で要職を歴任、カナダ三井物産株式会社では社長を務め、グローバルな視点を兼ねた企業経営に関する幅広い経験と豊富な手腕を発揮し、当社の企業経営の実効性向上に有益な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員も務めており、独立した客観的立場から当社の業績等を評価し、経営陣の議論の活性化と取締役会の実効性向上に貢献しております。 客観的で広範かつ高度な視点から当社の経営に対する有益な助言や意見をいただくこと並びに取締役会の監督機能の強化に繋がることを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
8	かねかわ ま き 兼 川 真 紀 (1964年5月14日生)	1988年4月 株式会社日本経済新聞社入社 1996年4月 弁護士登録（現在） 2004年3月 インテグラル法律事務所設立 パートナー（現任） 2006年12月 内閣府政府広報事業評価基準等検討 委員（現任） 2011年8月 総務省独立行政法人評価委員会平和記念 事業特別基金分科会 専門委員 2012年4月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会 特別委員 2013年6月 日本弁護士連合会 事務次長 2013年7月 総務省独立行政法人評価委員会 委員 2013年7月 総務省平和祈念事業アドバイザーボード 構成員（現任） 2016年4月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護） 2021年3月 当社社外取締役（現任） 2021年4月 東京弁護士会 副会長	-株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 兼川 真紀氏は、法律事務所パートナーや政府系の諸委員会の要職の経験等に基づき、培った法務に関する専門知識とリスクマネジメントに関する高度な見識を有しており、企業経営の実効性向上に有益な助言・提言を行い、当社の企業価値向上に寄与しております。 また、指名報酬委員会の委員も務めており、議論の活性化や実効性の向上に貢献しております。 候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、候補者が有する法務に関する専門知識とリスクマネジメントに関する高度な見識を、当社経営の監督に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
9	り そん いる 李 成 一 (1975年11月17日生)	1998年4月 アンダーセンコンサルティング (現:アクセンチュア株式会社) 入社 2000年5月 株式会社IQ3入社 2001年6月 株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング入社 2002年3月 株式会社エル・ティー・エス 取締役 2005年1月 同社 取締役副社長 2019年5月 同社 取締役副社長COO 2021年1月 株式会社イオトイジャパン 取締役 2021年3月 株式会社エル・ティー・エス 取締役副社長 2021年7月 株式会社ワクト 監査役 2022年7月 同社 取締役 (現任) 2023年12月 株式会社HCSホールディングス (現:株式会社日比谷コンピュータシステム) 取締役会長 2024年3月 株式会社エル・ティー・エス 取締役副社長執行役員 (現任) 当社社外取締役 (現任) 2024年4月 株式会社日比谷コンピュータシステム 取締役副会長 (現任)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 李 成一氏は、株式会社エル・ティー・エス設立に参画し、コンサルティングサービスに関する業務全般の統括と事業基盤構築及びサービス競争力の強化に貢献したことに加え、各事業会社で要職を歴任した経験と幅広い見識から、当社への有益な助言・指導による取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名報酬委員も務めており、取締役の指名・報酬等に関する公正性・透明性・客観性の強化に寄与しております。 客観的かつ高度な視点から、当社の経営に対する有益な助言や意見をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。
- 取締役候補者9名の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 加藤 一隆氏、岡橋 輝和氏、兼川 真紀氏及び李 成一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、加藤 一隆氏、岡橋 輝和氏、兼川 真紀氏及び李 成一氏を独立役員として届け出ております。
5. 社外取締役候補者とした独立性は次のとおりであります。
- ① 社外取締役候補者は、過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者

の業務執行者となったことはありません。

- ② 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬を除く)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
6. 加藤 一隆氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって23年4ヶ月となります。岡橋 輝和氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。兼川 真紀氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。李 成一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、加藤 一隆氏、岡橋 輝和氏、兼川 真紀氏及び李 成一氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- 社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち瀧野 良夫氏が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 (生 年 月 日) 名	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 当 の 株 式 数
たきの よし お 瀧 野 良 夫 (1956年5月11日生)	1981年4月 株式会社伊勢丹入社 2008年3月 株式会社伊勢丹 執行役員 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 準備室付 2008年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 執行役員営業政策本部店舗運営部長 2010年3月 株式会社伊勢丹 執行役員 営業本部営業政策部長 2011年4月 株式会社三越伊勢丹 執行役員 営業本部 伊勢丹立川店長 2013年4月 株式会社三越伊勢丹 常務執行役員 営業本部基幹店事業部 伊勢丹新宿 本店長 2014年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 常務執行役員 リスクマネジメント室長 2016年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 常務執行役員社長付 2016年6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 常勤監査役 2021年3月 当社社外監査役（現任） 2021年8月 日本カルミック株式会社 顧問（現任）	一株
(社外監査役候補者とした理由) 瀧野 良夫氏は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスにて常務執行役員と常勤監査役を歴任し、豊富な経験と識見を有しております。事業会社におけるコンプライアンス及び、リスクマネジメントについての知識を用いて、当社の経営全般に意思決定の妥当性及び適法性確保のために有効な助言・提言を行っております。これらの実績・知見により、今後も会社経営の意思決定時に妥当性確保のための助言をいただけることを期待し、引き続き社外監査役候補者とするものです。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。監査役候補者1名の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定

しております。

3. 瀧野 良夫氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、瀧野 良夫氏を独立役員として届け出ております。
5. 社外監査役候補者とした理由及び独立性は次のとおりであります。
 - ① 瀧野 良夫氏は、過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ② 瀧野 良夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたことはありません。
 - ③ 瀧野 良夫氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
6. 瀧野 良夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、瀧野 良夫氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外監査役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負う。

【ご参考】

取締役及び監査役のスキル・マトリックス（※候補者を含む）

	氏 名	指名報酬 委員会 ◎：委員長	企業経営	法務・リスク マネジメント	財務・会計	人事・総務	業界知見
取 締 役	中島 健	○	○			○	○
	藤田 尚武		○		○	○	○
	長尾 収		○	○			○
	村上 肇		○	○		○	○
	木村 慎		○				○
	加藤 一隆	◎	○				○
	岡橋 輝和	○	○			○	○
	兼川 真紀	○		○			
	李 成一	○	○		○		○
監 査 役	宮澤 等			○	○	○	○
	瀧野 良夫		○	○			
	矢部 芳一		○	○	○	○	

	氏 名	IT・テクノ ロジー・ DX	営業・マーケ ティング	稼働・ 顧客対応	新事業開拓・ M&A	グローバル	ESG・サステナ ビリティ
取 締 役	中島 健	○	○	○	○	○	○
	藤田 尚武					○	○
	長尾 収	○			○	○	○
	村上 肇	○		○			○
	木村 慎	○	○	○	○		○
	加藤 一隆		○		○	○	○
	岡橋 輝和		○	○	○	○	○
	兼川 真紀						○
	李 成一	○	○		○		○
監 査 役	宮澤 等						
	瀧野 良夫	○	○				
	矢部 芳一	○	○		○	○	

以上

株主総会会場ご案内図

〒105-0013 東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー 5階
浜松町コンベンションホール「メインホールA」

地下鉄：大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）B5出口 直結

JR京浜東北線・山手線：浜松町駅北口 徒歩2分

モノレール：浜松町駅（北口） 徒歩2分



※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。